

令和5年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6.1.19	R6.2.2	1 貸金業対策課座席表（令和5年10月～） 2 令和5年度貸金業対策担当事務分担表 3 令和5年度貸金業登録担当事務分担表 4 令和5年度貸金業登録担当事務分担表	4		1													(7条2号) 会計年度任用職員等の公表されていない職員氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため (7条6号) 職員の事務分担等を公にすることにより、貸金業指導監督等の業務及び職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局金融部金融課	
2	R6.1.26	R6.2.6	塗料の出荷証明書 ・東京都労働相談情報センター八王子事務所（4）改修工事 ・東京都労働相談情報センター国分寺事務所（4）改修工事	4	1															産業労働局商工部調整課	
3	R6.2.10	R6.2.20	都立中央・城北職業能力開発センター板橋校（4）体育室天井改修その他工事 塗料の出荷証明書	2	1															産業労働局雇用就業部調整課	
4	R6.2.10	R6.2.20	令和元年1月1日から令和6年2月10日現在までで東京しごとセンター及び公益財団法人東京しごと財団のご意見箱に投稿された内容及び投稿された方の属性並びにご意見箱に投稿した方及びそれらに対する回答を作成した方の情報すべて				1													請求に係る文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。 産業労働局雇用就業部就業推進課	
5	R5.12.27	R6.2.21	令和4年度第1回から第3回まで 東京都MICE誘致戦略策定専門家会議における会議資料	165		1						1		1	1					(7条2号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 (7条5号) 非公開を前提に出席者が発言した情報を公にすることにより、内部的な検討の円滑な実施が阻害される恐れがあり、率直な意見交換が不当に損なわれるため。審議の情報であり、公にすることにより、不当に都民の間に混乱を生じさせ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 誘致競争に関する情報であり、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部企画課
6	R6.1.9	R6.2.27	一般社団法人〇〇に関する資料一切 (1) 30労相池第259号「平成30年働き方改革宣言奨励金の交付決定について（第1回受付分）」 (2) 30労相池第1114号「平成30年度TOKYO働き方改革宣言企業の承認及び働き方改革宣言奨励金の額の確定について（第1回受付分）」 (3) 31労相池第69号「働き方改革宣言奨励金の支出について（一般社団法人〇〇）」	77		1							1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の営む事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局労働相談情報センター池袋事務所